鶴岡市遠隔手話通訳サービス利用規約

鶴岡市遠隔手話通訳サービスは、下記の内容で実施するものとし、サービスを利用する者は、下記に同意したものとします。

１　サービスの提供

1. サービスの提供日及び提供時間

平日（土・日・祝祭日・１２月２９日から１月３日の年末年始を除く。）の午前９時から午後５時までとします。

1. サービスの提供者

サービスの提供者は鶴岡市社会福祉協議会が直接実施し、鶴岡市の設置手話通訳者等が対応します。

２　サービスの内容等

1. サービスの内容

このサービスは、スマートフォン・タブレットのビデオ通話機能を利用して、聴覚障害者等と手話通訳者との通話を提供するものです。

1. サービスの提供条件

ア　官公庁、学校その他の公的機関に関する手続きや相談のために聴覚障害者等が手話通訳を必要とする場合

イ　新型コロナウイルス等の感染症流行時に聴覚障害者の発熱症状により対面での手話通訳支援が困難な場合

ウ　事故や災害により対面での手話通訳支援が困難な場合

エ　前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める場合

1. 次に掲げるような内容については、サービスの提供ができないものとします。

　ア　企業において営利及び研修等の企業活動を目的としている場合

　　　イ　政治団体及び宗教団体の行う活動である場合

　ウ　専ら個人の趣味・娯楽を目的としている場合

　エ　前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める場合

なお、これらの状況が続く場合には、利用登録の取消しをする場合があります。

３　サービスの利用対象者

1. 市内に居住地を有する聴覚障害者等
2. 市内において聴覚障害者等と意思の疎通を必要とする者又は団体
3. 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者又は団体

４　サービスの利用登録等

　　　サービスを利用しようとするものは、事前に登録が必要です。鶴岡市遠隔手話通訳サービス利用登録申請書（様式第１０号）を福祉課障害福祉係に提出し登録します。

５　サービスの利用料

　　　サービスの利用料は無料とします。ただし、利用者のサービス利用に必要なスマートフォン・タブレットに等にかかる通信料は、利用者負担となります。なお、スマートフォン等からのビデオ通話の利用は、パケット通信料高額になる場合があります。事前にスマートフォン等に関する料金プランやご利用方法をご確認ください。

６　サービスに利用するソフトウェア

　　　サービスに利用するソフトウェアは、無料で利用することができる「LINE」または「フェイスタイム」（アップル社利用の方のみ）のいずれか一つを利用登録するものとし、利用者は自分でそれらが使用できる環境を整えるものとします。

　　　また、各ソフトウェアの設定及び利用については、各ソフトウェアの利用規約に基づき、利用者の負担および責任でご利用ください。なお、鶴岡市は各ソフトウェアの機能、安全性について保証しません。

７　その他

　　　このサービスは、モバイル通信（いわゆる４Ｇ・ＬＴＥ通信）等を利用するため通信状況によってはサービスの提供ができない場合があります。また、設置手話通訳者が外出中や直接窓口へ来られた方の対応等によりサービスの提供ができない場合があります。その他、自然災害等何らかの事情によりサービスが提供できない場合でも一切の責任は負いません。